Ⅱ　利益処分額			
積立金		1,016,632,197	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究等向上目的積立金	――	――	1,016,632,197

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成25年４月１日～平成26年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	32,887,647,435		
一般管理費	940,688,224		
財務費用	389,775,861		
臨時損失	260,632,192	34,478,743,712	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 3,406,844,980		
入学金収益	△ 491,970,300		
検定料収益	△ 120,026,100		
附属病院収益	△ 18,465,107,960		
受託研究等収益	△ 475,533,831		
受託事業等収益	△ 225,328,189		
寄附金収益	△ 664,091,199		
資産見返負債戻入	△ 264,156,065		
財務収益	△ 25,622,159		
財産貸付料収益	△ 84,358,064		
講習料収益	△ 150,800		
文献複写料収入	△ 1,401,791		
手数料収入	△ 125,097		
物品等売払収益	△ 14,844,644		
版権料・特許料収益	△ 3,195,710		
その他の雑益	△ 88,456,530		
臨時利益	△ 8,752,827	△ 24,339,966,246	
業務費用合計			10,138,777,466
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,263,044,278
Ⅲ　損益外利息費用相当額			379,703
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			3,781,074
Ⅴ　引当外賞与増加見積額			65,298,070
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△ 671,842,184
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	11,439,654		
政府出資等の機会費用	202,637,579		
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	321,804		214,399,037
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト			11,013,837,444

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準、業務の達成度が測定可能な一部の事業については業務達成基準を採用しております。また、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３年～50年
構築物	３年～60年
工具器具備品	２年～20年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除し表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与に係る引当金は計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。